

ソヴェト農産物価格の経済的根拠

宮 鍋 幟

ここでとりあげようとするソ連の農産物価格とは、コルホーズがその生産物を国家へ売渡すばあいの国定生産者価格のことであり、したがって、いわゆる「コルホーズ市場価格」や、同じ国定生産者価格といってもソフホーズがその生産物を国家へ引渡すばあいの「引渡価格」(сдаточные цены)などは、ここでの考察の対象からはふかれる。小論の目的は、このような限られた意味での現行農産物価格(1958年以降のいわゆる「単一買付価格」единые закупочные цены)について、この価格をコルホーズ生産物の原価(生産費)と対比することによって、それがどの程度の経済的根拠をもつものであるか、つまりそれがコルホーズに対して生産物の原価の補填と拡大再生産その他のための純所得(利潤)の獲得とをどの程度に保証しているかを考察し、あわせてその若干の特徴と問題点を示すことにある¹⁾。まずはじめに問題の所在を明らかにするために、コルホーズ農産物に対する単一買付価格成立の事情について概観しておきたい。

I. 単一買付価格の成立

よく知られているように、1958年の単一買付価格制定以前のコルホーズ農産物の旧価格制度は、当時のコルホーズ農産物に対する国家調達制度の複雑さとかんれんしてつぎの3種類の価格から

1) ついでながらいえば、このまえがきからも明らかかなように、ここでは、現在のソ連で論争的になっている社会主義のもとでの農産物価格の社会的価値規の問題や差額地代の問題について原理的考察を加えることも意図してはいない。価格の「経済的根拠」を明らかにするためにはこのような考察が重要なことは論をまたないが、それを仮りにソ連の農産物価格形成に対する下からの接近であるとすれば、筆者がここで意図しているのは価格形成の問題に対する上からの接近であるといえる。

成り立っていた。すなわち、その国家調達が(1)MTCへの現物支払、(2)義務納入(直接消費物資の性格の強い穀物・畜産物・じゃがいも・野菜などについて行われた)、(3)予約買付(農産原料である綿花・亜麻・甜菜・タバコ・茶などについて行われた)、(4)国家買付((1)と(2)および国家への借入種子の返済などの義務を果しおえたあとなおコルホーズに残る余剰農産物について行われた)の4形態を内包していたことにもとづいて、コルホーズ農産物の国家価格には(2)のばあいの価格、(3)のばあいの価格、(4)のばあいの価格の3つがあったわけである。そして、この義務納入価格と予約買付価格はあわせて「調達価格」заготовительные ценыと呼ばれたが、このうち、予約買付価格には予約量以上の生産物引渡しについてを高率の累進的な特別報賞金が加算されていた(また予約買付には工業製品の割引価格での見返り交付もあった)から、コルホーズにとってはそれは、義務納入価格よりはるかに有利なものであった。(4)のばあいの国家買付のさいにコルホーズに支払われる価格が「買付価格」であり、これも義務納入価格よりいちじるしく高かった²⁾。

ところで、このような調達制度・価格制度の特徴的な欠陥は、第1に、複雑なうえに現物経済的だったこと(1953年の穀物国家調達高に占める諸調達形態の割合は、現物支払が58.2%、義務納入が25.9%、国家買付が5.2%、その他が10.7%である³⁾)、第2に、義務納入価格と買付価格との間の極端な開差(および予約買付価格については特

2) コルホーズ農産物にたいする旧調達制度・価格制度についてくわしくは、Л. Майсенберг著『ソ同盟国民経済における価格形成』(池田・平田訳) p. 215~238 参照。

3) И. С. Кувшинов и др., Экономика социалистического сельского хозяйства, 1957, стр. 386.

別報賞金が累進的高率だったこと)によって先進コルホーズに有利で、中等および劣等のコルホーズに不利であったこと⁴⁾、第3に、各種農産物の価格相互間に大きなアンバランスが存在したこと、第4に、これらの結果として旧価格は全体的にみて、コルホーズにおける支出を補填しコルホーズ員の物質的関心を保証しうる水準に達していなかったこと、などである。このような欠陥をもつ農産物調達・価格制度がソヴェト農業生産の発展を妨げ、農産物調達を阻害していたことは否定しえない事実であった。

1953年以後、農業生産の積極的発展策にもとづいて旧制度の欠陥は大きく改められるようになる。義務納入率の引下げや、数次にわたる農産物価格の大巾な引上げがそれである。価格引上げは1943～54年と1956年とにとくに顕著に行われ、そのうち前者の引上げが、積極的農業振興策の出発をかざるものとしての全般的かつ大巾な引上げであった点に重要性がみとめられるとすれば、後者の56年の引上げは、比較的に小規模ながらもつぎの点で重要なものであった。すなわち、この年の価格改訂(甜菜・タバコ・じゃがいも・野菜)のさいには、とくに、「平均的生産条件のもとでこれらの作物を栽培するコルホーズがこの国家調達・買付価格での生産物実現によって、生産上の支出(しかもこのうちのコルホーズ員の賃金部分は、ソフホーズ労働者の賃金にほぼ等しいことが考慮されている)や国家への租税支払を完全に補填するのみでなく、拡大再生産のために必要な蓄積をも獲得するだろうということから出発した⁵⁾」といわれたことであり、このような原則的な承認の実現が、たとえば甜菜の予約買付基準格価の約4倍引上げとその特別報賞金加算率400%の150%への引下げという形で行われた。このようにして53

年以前の義務納入価格と買付価格、予約買付のばあいの基準価格と特別報賞金とのあいだの大きな開差は平均価格水準の引上げのもとで早いテンポで縮小されつつあった。このことが第1表に明らかに示されている⁶⁾。

第1表 1958年以前の農産物価格(トンあたりルーブリ)

	1952年		1956年		平均価格
	調達価格	買付価格	調達価格	買付価格	
穀物	—	—	23.5	80.0	53.0(100)
じゃがいも	4.7	34.1	33.0	53.0	41.0(77)
野菜	—	—	42.5	61.5	54.0(103)
牛肉(生体重量)	20.0	342.0	150.0	410.0	250.7*(473)
豚肉(# #)	67.0	506.0	320.0	700.0	—
牛乳	25.0	92.0	55.0	120.0	97.0(183)
羊毛	—	—	—	—	2581.0(4869)
卵(1000個)	19.9	39.2 ~50.5	20.0	50.0	25.0(47)
甜菜	—	—	21.5	2.5	24.0(45)
綿花	—	—	345.0	23.0	368.0(694)
亜麻	—	—	556.2	892.6	1448.8(2734)

資料: J. Karcz, "A Note on Soviet Farm Prices, 1952~1958," *Soviet Studies*, Oct. 1961, p. 188; N. Nimitz, "Soviet Agricultural Prices and Costs, US Joint Economic Committee, *Comparisons of the United States and Soviet Economies*, 1959, Pt. I, p. 266.

備考: 1) 「調達価格」欄は義務納入価格または予約買付基準価格(甜菜・綿花・亜麻のばあい)を示し、「買付価格」欄は買付価格または予約買付のばあいの特別報賞金(甜菜・綿花・亜麻のばあい)を示す。2) *印の数字は A. Г. Завьялков, *Планирование цен*, 1962, стр. 66 より採用 (53.0×4.73=250.69)。3) 1952年の数字は、Karczによれば、基準価格よりもむしろ実現価格。4) カッコ内は穀物価格を100とする比率(%)。5) 価格単位は新ルーブリにより、以下の各表もおなじ。

しかし、53年以降に行われた一連の農産物国家調達・価格制度の改善はなお部分的な手直しにとどまり、上述したような旧制度の諸欠陥を根本的に除去するものではなかった。したがって1957年ごろには、もっと単純でしかも「経済的に根拠のある価格」(экономически обоснованные цены)という要請は、当時農産物価格について語るばあいの、ソ連の経済学者のあいだの一致した意見であったといえる(たとえば、57年5月に行われた価値法則かんする2回目の学術討論会での、И. Д. Лаптефの報告をめぐる討論)。そして53年以降の改善を背景にこの要請が実現されたのが、

4) С. С. Васильев и др., *Экономика торговли*, 1962, стр. 531.

5) М. Л. Терентьев, *Себестоимость колхозной продукции*, 1957, стр. 9. なお1956年の価格改定の意義については、N. Nimitz, "Soviet Agricultural Prices and Costs", US Joint Economic Committee, *Comparisons of the United States and Soviet Economies*, 1959, Pt. I, p. 265. を参照。

6) なお、1952年を100とする1959年までの農産物平均国家調達・買付価格指数(コルホーズの社会化経営、コルホーズ員・労働者・職員の個人的副業経営からの農産物国家買上価格の加重平均指数)については、『経済研究』13巻3号の調査論文「ソヴェト農業の現段階」の岡稔氏執筆部分(p. 254)を参照されたい。

58年6月のMTCの廃止と同時に行われたコルホーズ農産物調達制度の改革(国家買付による調達の本一化)および単一買付価格の設定であり、その意義は、コルホーズ農産物の国定生産者価格をソ連農業史上はじめて正常な水準つまりコルホーズの支出を補填し必要な蓄積を確保しうる水準に定めようとした最初の試みであるとともに、現物経済的要素が一掃されたことにより、以前には困難だったコルホーズ企業のホズラスチョート化や効率測定などが容易になった点にある、とされている⁷⁾。新しい単一買付価格の高さは第2表にみられるとおりであるが、この価格制定のさいの具体的な基準としては、第1に、コルホーズがその生産のため全支出を補填しかつ拡大再生産のための蓄積を確保しうるようにすること、第2に、不利な土壌・気候的条件のもとにあるコルホーズでもうえの第1の基準が貫らぬかれないから、このことに応じて、価格は国内の各地帯ごとに格差づけられねばならないことがあげられ、そのほか、地帯別買付価格は各地帯の生産の専門化を促進し労働生産性の向上と原価の引下げを刺戟するものでなければならないこと(地帯のソフホーズの生産物の原価を考慮し当該地帯の平均的生産条件を考慮して決定されたといわれるのはこのことかんれんする)、単一買付価格は比較的長期にわたって安定的なものでなければならないが、各年の作柄の豊凶に応じて基準価格を上下にスライドさせうること(具体的には生産物によりまた地帯によって異なるがその率は10~15%

第2表 1958年制定の単一買付価格
(100キログラムあたりルーブリ)

穀	物	7.4	豚(肉用)	78.6
ひまわり		17.2	♀(ベーコン用)	108.1
じゃがいも		4.0	♀(ラード用)	82.6
甜菜		2.35	にわとり	89.5
綿花		34.0	かも、あひる	73.8
亜麻 No. 8	230.0		羊毛	297.5*
大麻 No. 5	230.0		細毛	410.0
牛乳	11.5		半細毛	329.0
卵(10個)	0.6		半粗毛	247.0
家畜(生体重量)			粗毛	237.0
牛	61.9			

資料:《イズベスチャ》1958年7月1日号。
備考: *印の数字は Ш. Я. Турецкий, Очерки планового ценообразования в СССР, 1959, стр. 235 より。

7) 同上論文, p. 251.

まで)、品質別・季節別の価格差が設定されていること、などがあげられている⁸⁾。

以上が、コルホーズ制度史上画期的なものと思される単一買付価格の成立とその特徴の概要であるが、ここから当然生じてくる問題は、コルホーズ生産はこの新価格のもとで、どの程度の原価補填・蓄積獲得を保証されているか、より具体的には、それが各種農産物の価格間ではどうなっているか、同種農産物価格についても地帯別格差づけのばあいはどうか、という疑問であろう。そこで以下、これらの問題を検討することにしよう。

II. 農産物価格の相互関係

ここで考察したい問題は、単一買付価格のもとでコルホーズの各種農産物価格の相互関係がそれぞれの原価⁹⁾との対比においてどのように変化し

8) 単一買付価格制定の基準については、『経済学教科書』第3版, 邦訳, p. 891~892; 『経済評論』1958年9月号所収の池田頼昭氏論文, p. 52~53. を参照。その具体的内容の細目については, См. Ш. Я. Турецкий, Очерки планового ценообразования в СССР, 1959, стр. 215~283.

9) コルホーズ生産物の原価(себестоимость)とは、コルホーズ生産物の価値のうち、それを生産するためにコルホーズが費やした全支出を貨幣形態であらわしたものであり、マルクスのいわゆる $c+v$ であって、原理的にはきわめて明確なカテゴリーであるが、とくにコルホーズのばあい、生産物原価を実際に計算するとなるといくつかの困難が生じ、ソ連ではそれをめぐっていくつかの計算方法が提出され、現在なお論争中である。コルホーズ原価計算の問題は、53年以前には計算の困難性に由来して、コルホーズ生産には原価のカテゴリーがあてはまらないとして関心をひかず、看過されてきたといわれるが、53年以降とくに55年ごろから、コルホーズ生産物原価の計算方法が論議されるようになった。計算上の困難な問題というのは種々あるが、そのうちMTCの機械作業の評価とコルホーズ員の労働支出の評価の2問題がもっとも大きいものであり、これらをめぐって「条件的評価」(условная оценка)論者と「実際的评价」(фактическая оценка)論者とが対立した。前者はMTCの機械作業をMTCによって計算される原価で、コルホーズ員の労働支出をソフホーズ労働者の賃金を基準にそれぞれ評価して、コルホーズ生産物の原価を計算しようとするものであり、後者はこれにたいして、2問題のうちの第1の問題をMTCへの現物支払の貨幣評価(原価で評価するか買付価格で評価するかの対立もあった)により、第2の問題をコルホーズ員へ

またどのようになっているか、ということである。Iで旧調達・価格制度の欠陥のひとつとして、そのもとでの各種農産物価格間のアンバランスということを指摘しておいたが、そこでまず、1953年以前におけるこのアンバランスをもうすこしはっきりと規定しておかねばならない。すなわちそれは、農産物価格間に工業用作物に有利で、穀物がこれにつき、畜産物・野菜・じゃがいもが不利であるという明確な3段構成が存在していたことである。53年の党中央委9月総会でフルシチョフが明らかにしたところによると、全国平均でのコルホーズの、各種農産物生産に支出された1作業日(трудодень)あたり売上高(выручка)——おそらく52年ごろの——は、工業用作物が1.8ルーブリ、穀物が1ルーブリ、畜産物が0.5ルーブリ(いずれも新ルーブリで以下においても同様)という格差を示していた¹⁰⁾。コルホーズ生産物の原価計算が行われていずその原価資料に欠けていた当時としては、コルホーズ生産物の労働支出と価格の関係を示すものとして、このような不明確な指標(コルホーズにおける「作業日」は労働支出の正確な計算単位になりえないし、またこのばあいの「売上高」はコルホーズ市場価格での販売をもふくめた加重平均値であるかふくめないものかも不明)を使用せざるをえなかったわけだが、ほかに当

の作業日に応ずる労働支払によって評価(現物支給部分の評価方法でさらに意見がわかれる)しようとするものである。MTCの廃止により、第1の問題は事実上解消した。しかし、第2の問題は依然として残っている。この評価問題をめぐる最近の論争については《Коммунист》No. 13, 1962, стр. 46~59を参照。したがって、以下に利用するトゥレットキーやチェレンチエフやロージンの計算になる原価資料は、かれらが条件的評価論者であるとはいえその計算方法にちがいがあることが考えられるが、一応比較可能なものとして取扱う。この意味で、コルホーズ生産物の原価と価格の対比を主要尺度とする筆者の考察にはこの点に由来する限界があることはたしかである。なお現在までのところ中央統計局やソ連邦農業省が推奨している公認の計算方法は「条件的原価」計算であり、それは、『経済学教科書』第3版(邦訳), p. 887に記述されている。

10) ソ研協会訳篇『社会科学の諸問』II, 1954, p. 64. 穀物についてはЛ. Майзенベルク, 前掲書, p. 228により追加。

第3表 コルホーズ価格とソフホーズ原価(1950年)
(トンあたりルーブリ)

	コルホーズ価格 (A)	ソフホーズ原価 (B)	% (A/B)
穀物	9.1~18.2	50.8	18~30
牛乳	30.0~60.0	129.8	23~40
綿花	360.0	182.6	197

資料: N. Nimitz, p. 255.

備考: 1) (A)欄の低価格は調達価格と買付価格の平均実現価格。高価格はコルホーズ市場価格をもふくめた平均実現価格。
2) (B)欄の数字は筆者にもチェックできた(たとえばС. Г. Колеснев и др., Победы социалистического сельского хозяйства СССР, стр. 344にある)が、(A)欄の数字はその正否を検討することができなかった。ただコルホーズよりソフホーズの方が労働生産性が高く、したがって生産原価が低いことを考えると、ここに示された穀物・牛乳の価格はあまりにも低すぎるように思われる。

時のコルホーズ生産物の価格をソフホーズ生産物の原価と比較した第3表を示しておこう。Л. Майзенベルクはコルホーズ農産物の国家価格水準について穀物を中心にし、一方における工業用作物(綿花・甜菜・亜麻・茶・その他)の価格の有利さと他方における畜産物・じゃがいも・野菜の価格の不利なことを強調しているが、穀物自体の価格水準についてはふれずそれは可もなし不可もなしといったように取扱っている¹¹⁾。ともかく以上にのべたことから、コルホーズ農産物価格水準のあいだの(1)工業用作物、(2)穀物、(3)畜産物・じゃがいも・野菜という3グループ別の格差は、それが単に存在するというだけでなく、(1)のグループが原価水準をはるかに越え、(2)のグループと(3)のグループが原価水準を割り、しかもこれが(3)のグループにあってはかなりひどいという内容のものだった、といえるだろう。

さて、以上のような53年以前にみられるコルホーズ農産物価格間のアンバランスは、その後の農産物価格の大巾な引上げとそれにつづいて制定された単一買付価格のもとで、どのように変化したであろうか。1952年を100とする平均国家調達・買付価格指数¹²⁾が57年には穀物で209、工業用作物で166、じゃがいもで859、畜産物で420を示し、つづいて58年には57年にくらべてこの指数は工業用作物とじゃがいもで若干さがり他の農産物ではさらに上昇していることから、各種農産物間の価格水準のかつての開きは、全般的価

11) Л. Майзенベルク, 同上, p. 229.

12) 注6)の資料による。

格引上げのもとで引上率に格差をつけることによって大きく縮小されたことがうかがえるが、第4表をみれば、このことがはっきりする。それによると、56年には牛と穀物のばあい価格(平均実現価格)がなお生産原価をカバーしていないが、じゃがいもは価格が原価を越えている。そして58年の単一買付価格(平均基準価格)のもとでは、赤字は牛のみであり(それも56年よりは大きく改善されている)、しかも他方では工業用作物(綿花・甜菜・亜麻)の収益率 норма рентабельности (原価に対する利潤の比率で表の%欄から100を差引いたもの)が56年にくらべて低下している。かくて、農産物間の価格水準の格差(これは結局収益率の格差でもある)は畜産物をのぞき全般的にプラスの収益率を示す方向で平準化されつつある、ということができよう¹³⁾。

第4表 コルホーズ農産物の原価と価格の比較
(100キロあたりルーブリ)

	1953~56年の平均原価(A)	平均国家価格		(%)	
		1956年の平均価格(B)	1958年の買付価格(C)	(B/A)	(C/A)
穀物	6.9	5.3	7.4	75	107
じゃがいも	3.9	4.1	4.0	105	103
綿花	17.8	36.8	34.0	201	191
甜菜	1.2	2.4	2.35	200	195
亜麻	66.1	144.9	106.7	219	151
牛	64.9	25.1	61.9	39	95
羊	211.8	258.1	297.5	123	140

資料：(A)欄は N. Nimitz, p. 260 より穀物の単位原価をとり、これに Ш. Я. Турецкий, стр. 234 の原価比率を乗じて作成。(B)欄は第1表より。(C)欄は第2表より(ただし、亜麻繊維については Ш. Я. Турецкий, стр. 235 より採用)。

備考：1) 1953~56年のコルホーズ生産物平均原価比率(穀物を100とする)は、ソ連の文献にかなり散見されるが、いずれも異なる。たとえば、Завьялков(第1表の「備考」参照)の使用しているものは格差が大きく、Турецкийの使用しているものは中位であり、М. Терентьевの使用しているもの(«Вопросы экономики» No. 3, 1958, стр. 65)は格差が小さい。Nimitzが計算したものは Турецкийのものに近い。

2) 1956年の平均価格(平均実現価格)の穀物を100とする価格比率は、Турецкийのばあいと Завьялковのばあいをくらべると、前者のものはかなり格差が小さく、ここでも後者の使用する数字は Nimitzのものに近い。

3) 問題は穀物原価の6.9ルーブリ、1956年平均価格の5.3ルーブリの正否にあり、Nimitzはこれをソヴェトの文献から採用していると注記しているが、筆者はまだ確めていない。

13) Л. А. Марйшефによれば(Н. А. Цаголов [ред.], Земельная рента в социалистическом сельском хозяйстве, 1959, стр. 212), 1958年のコルホーズの穀物100キロあたりの全国平均原価はほぼ5.4ルーブリで、したがってコルホーズ穀物生産の平均収益率は40%(このばあいの穀物買付価格は平均基準価格7.4ルーブリ)。なお、ロージンの計算による1958年

最近のソ連農産物価格にみられるかつての法外な価格差解消の意味でのこの平準化傾向は、第5表をみると一層明らかである。それは、1960年には、工業用作物の収益率がさらに引下げられ(60%台)、それと交替に穀物の収益率が上昇して前者のそれに迫り(50%台)、さらにじゃがいも・野菜の収益率が穀物の後を追っている(30~40%台)ことを示している。しかし他方では、畜産物価格は原価をかなり下廻り、あいかわらずの低水準におかれていることに注意しなければならない。要す

第5表 コルホーズ農産物の原価と価格の比較
(1960年) (100キロあたりルーブリ)

	原価(A)	買付価格(B)	(A/B)%
菜 物	4.0	6.2	155
じゃがいも	3.2	4.7	147
野 菜	6.3	8.6	137
甜 菜	1.4	2.3	164
綿 花	20.7	34.1	165
牛 乳	13.3	11.4	86
牛	91.6	59.1	65
豚	122.6	82.3	67
羊	52.6	51.6	98
羊 毛	260.7	373.4	143
卵	93	60	65

資料：В, Хлебников, О дальнейшем укреплении экономики колхозов, «Вопросы экономики», No. 7, 1962, стр. 53.

備考：(B)欄は1960年の平均実現価格。

るに、コルホーズ農産物価格間の相互関係は、単一買付価格のもとで価格水準相互間の不当な格差が大きく縮められるとともに、穀物・じゃがいも・野菜の価格水準はその原価水準をかなり高く越えたが、しかし畜産物はなお赤字であり、旧価格制度のもとでの3段構成を色濃く残しているといえよう。

この各種農産物価格水準における3段構成は1958年まで続いたコルホーズ農産物調達制度が1933年当時その形を整えて以来、この間(とくに53年まで)における各種農産物間の生産性増大の差異にもとづく原価引下率のちがいが価格に正しく反映されず、むしろ調達上の要請によって農産物価格形成が左右されてきたことによるものと思われる。畜産物・野菜・じゃがいもなどに対する旧制度のもとでの低価格(これら生産物の労働生

の穀物・豆類、牛乳、牛についての収益率が第7表にある。

産性増大テンポは穀物のそれより低く、これらの生産物に対する調達上の要請も比較的軽かった)と、工業用原料確保のための生産刺激剤としての工業用作物・羊毛に対する高価格設定が、このことを示していたといえるだろう。こうして、53年以後の価格引上げ、それにつづく単一買付価格のもとで、従来の価格政策の誤りが正されるが、しかし以上の考察に照らしていえば、この価格のもとで、農産物生産の収益性が保証されるという意味での価格の改善が顕著にみとめられるのは、穀物・野菜・じゃがいものみであった。畜産物は羊毛をのぞいてかなりひどい赤字である。つまり単一買付価格のもとでの畜産物価格水準では、畜産物生産の収益性を保証するという問題は解決されなかったわけである。だから、すでに59年12月の党中央委総会では多数の出席者によって、工業用作物の価格を引下げ、それと引替えに畜産物価格を引上げるよう提案されていた¹⁴⁾。この要求は別の形で、すなわち工業用作物の買付価格引下げではなく畜産物の国家小売価格の引上げと引替えに62年6月に実現されることになったが、ここではそれにはふれず、ただ、それが価格の3段階格差を一層縮小するものではあるが(この意味での平準化の進行)、畜産物価格は全国平均でほぼ原価水準まで引上げられただけであり¹⁵⁾、なおきわめて不十分なことを指摘しておきたい¹⁶⁾。

III. 価格の地帯別格差づけ

つぎに買付価格の地帯別格差づけの適用はどうなっているかが問題であるが、コルホーズ生産物の国定生産者価格をきめるさいに、周知のように、ソ連では伝統的に同一種類の農産物の価格に地帯別格差を設けることが行われてきた。このような価格の格差づけは、不平等な自然的・気候的条件のもとにおかれている各コルホーズに所得形成の等しい条件をつくり出す意味で、社会主義的分配原則からいっても当然のことであるが、このことはその反面、この格差つき価格が、「無償の自然力」たる相対的に有利な土地条件に位置するコル

ホーズにそれにもとづいて発生する差額地代(差額の追加所得)を国家の手へ収用するためのテコの役割を担うことを意味する。そして、58年の単一買付価格制定のさいにこの価格の地帯別格差づけの問題がとくに重要視されたのは、その複雑な調達制度に応じて従来いく通りもあったコルホーズ差額地代の国家収用経路が、調達制度の単純化によって、買付価格の地帯別格差づけという単一の経路(所得税による収用を別とすれば)に肩がわりされることになったからである。すなわち旧調達制度のもとでは、コルホーズ差額地代の国家への収用が、MTCへの現物支払率を地域ごとに格差づけることにより、また、義務納入および予約買付によって調達される農産物について地帯の生産条件によって納入率ないし納入基準を格差づけることにより、そしてさらに、義務納入価格や国家買付のばあいの買付価格を地帯べつに格差づけることによって行われていた。しかし現物経済的要素の色濃かった旧制度のばあいには、差額地代の国家収用の主要なテコになっていたのはこのうちの現物支払率と義務納入率の格差づけであり、価格の地帯別格差づけは比較的重要なものではなかった。したがって、このような旧制度と新制度のもとでの価格の格差づけのもつ意味の軽重の差

15) 1962年6月1日の畜産物値上げのうち、買付価格についていえば、61年の家畜・家禽の生産原価(100キロあたり)は、牛が88ルーブリ、豚が118ルーブリ、家禽が133.5ルーブリであるのに、その買付価格はそれぞれ59.1ルーブリ、82.3ルーブリ、82.2ルーブリで、買付価格は原価をそれぞれ33%、31%、39%も下廻っていることが示され、そして家畜・家禽の買付価格が平均35%引上げられ、新買付価格では、100キロあたりで、牛(中位肥育)が91.9ルーブリ、ベーコン・ラード用豚が111ルーブリ、家禽が136.7ルーブリとなり、バターと乳脂の買付価格は、それぞれ10%、5%引上げられた(《ブラウダ》1962年6月1日号)。

16) なおロージンは、コルホーズ生産の収益率について、不可分ファンドその他の社会ファンドへの控除率27.5%、国家へ納める所得税率12.5%(基準率)を考慮しつつ、コルホーズはその生産物の実現価格が原価をほぼ40%オーバーするときにのみ採算がとらうる、といっている(В. П. Рожин, Некоторые вопросы подъема экономики слабых колхозов, 1961, стр. 140)ので、コルホーズ生産物買付価格の正常な水準を示唆するものとして追記しておく。

14) Т. И. Заславская, Современная экономика колхозов, 1960, стр. 86-87.

異からして当然、単一買付価格の地帯別格差づけは、従来のものにくらべてずっと改善されており、まずこの点を見ておこう¹⁷⁾。

1955年以前には、一連の農産物とくに穀物についてその調達価格が加盟共和国ごとおよび州ごとに、そしてあるばあいには州内の各地区ごとに格差づけられていて、たとえば同種の穀物について、国内に50以上の価格があったといわれる。この格差づけの欠陥はそれが「不当に細分化されていた」¹⁸⁾点にある。1955年に穀物に対する調達・買付価格の引上げと同時に価格の格差づけの改訂が行われ、穀物価格は、その調達価格も買付価格もともに収穫率と生産費との高さに応じて国内を4地帯に区分して格差づけられることになった。牛・豚・家禽については買付価格が国内を3地帯に分けて格差づけられ、卵・きゅうり・トマトなどについても同様である(これら農産物の調達価格は地帯別格差がなく全国同一価格であった)¹⁹⁾。このばあいの穀物の価格差の比率は第6表に示すとおりであるが、他の農産物についての最低・最高両価格の開きは、牛が11%、豚が18%、家禽が23%、卵が10%であった²⁰⁾。ところで、1955年の価格の格差づけの欠陥はつぎの点にある。その第1は、価格が3ないし4地帯区分であることから明らかなように各地帯が大きすぎたことである。そのためにたとえば、穀物のばあい第2地帯(中央黒土地帯・東シベリア・中央アジア・ザカフカズの諸地区がふくまる)の内部でもその原価に2倍の開きがあるのに、これが価格に反映されなかった。第2の欠陥は、価格水準の低い調達

第6表 1955年の地帯別価格差

(第1地帯を100とする比率)

	第1地帯	第2地帯	第3地帯	第4地帯
(調達価格)				
軟質小麦	100	112	132	160
硬質小麦	100	117	133	150
ライ麦	100	125	150	175
燕麥	100	115	131	154
大麦(飼料用)	100	120	133	160
とうもろこし(粒穀)	100	127	150	177
(買付価格)				
軟質小麦	100	108	130	141
硬質小麦	100	110	125	125
ライ麦	100	115	131	154
燕麥	100	125	150	175
大麦(飼料用)	100	120	130	141
とうもろこし(粒穀)	100	115	131	154

資料：Ш, Я, Турецкий, стр. 261.

価格と高い買付価格との2様の価格が存在していたために、地帯別価格差が設けられていても、平均実現価格は自然的条件に恵まれ生産性の高い第1地帯(穀物のばあいではクラスノダル地方・スタヴロポリ地方など)で最高となり、地帯別価格差がその意味を失うようなばあいがしばしばあったことである。そしてさらに欠陥の第3は、この地帯別格差づけが種々な農産物について統一的になされていなかった点にある。

このうち第2の欠陥は、単一買付価格の制定によって自然消滅したが、それと同時にその他の欠陥も地帯区分の数が増大したこと、および各種農産物価格の地帯別格差づけが統一的に(たとえば、畜産物価格の地帯別格差は、飼料作物価格の地帯別格差と一定の照応関係をもつというように)行われたことによって改善されている。このような特徴をもつ単一買付価格のもとの価格の地帯別格差づけは、具体的にはつぎのようになっている。すなわちコルホーズの各種農産物についてまず、生産原価のちがいや経済的に望ましい生産専門化を考慮に入れて買付価格が加盟共和国ごとに格差づけられ、さらにこれが若干の共和国についてその内部で格差づけられていて、たとえば穀物の買付価格は、加盟共和国べつの格差づけと並んで、さらにロシア共和国で8地帯、ウクライナ共和国で4地帯、カザフ共和国で4地帯べつにそれぞれ格差づけられている。同様にして家畜の買付価格はロシア共和国で7地帯、カザフ共和国で3地帯

17) 以下の叙述はとくに注記しないかぎり、Ш, Я, Турецкий, стр. 258-269による。

18) トゥレットキーのことばだが、「不当に」の意味は明らかでない。おそらく低価格であったことをべつにしても、細分化とともに自然的・気候的条件にもとづく原価水準の格差を考慮して価格がかならずしも格差づけられていなかった点をいうのであろう。

19) И. И. Козодоев, Земельные отношения в социалистических странах, 1960, стр. 257. ついでながらいえば、本書には旧調達・価格制度のもとの差額地帯の国家収用(国家とコルホーズ間でのその分配)の諸経路についてかなりくわしい分析がある。

20) И. И. Козодоев, стр. 257.

第7表 地帯別買付価格と原価(1958年) (全国平均を100とする比率)

	穀物・豆類 (とうもろこしをふくむ)			牛 乳			牛		
	原価 (A)	買付価格 (B)	(B/A)%	原価 (A)	買付価格 (B)	(B/A)%	原価 (A)	買付価格 (B)	(B/A)%
全国平均	100.0	100.0	152.5	100.0	100.0	90.0	100.0	100.0	58.6
ウクライナ共和国	70.0	100.0	217.8	95.2	94.6	82.2	100.1	89.1	52.1
モルダヴィア #	70.0	106.6	232.1	96.8	93.8	86.9	116.3	99.4	50.1
カザフ #	75.0	93.4	190.0	103.9	93.8	80.9	82.8	103.4	73.1
ロシア #	110.0	103.3	143.2	103.1	100.9	88.0	100.4	106.2	61.9
そのうち:									
北カフカズ	55.0	96.7	268.2	85.7	92.0	96.3	86.8	93.0	62.8
西シベリア	80.2	91.8	175.0	87.3	94.6	97.3	93.6	102.9	65.5
沿ヴォルガ	92.5	113.1	156.0	105.6	97.3	82.7	94.8	114.2	71.0
中央黒土地帯	97.5	98.3	154.0	101.6	98.8	82.8	108.8	97.0	52.2
東シベリア	105.0	106.6	154.8	104.7	102.6	87.9	90.0	124.5	81.0
極 東	152.5	123.0	122.8	112.6	112.3	88.8	126.7	110.4	51.1
ウラル	170.0	116.3	104.4	112.6	102.6	81.7	107.3	107.3	70.0
中央非黒土地帯	220.0	121.3	84.1	110.3	109.7	88.9	108.4	136.5	60.2
北 西 部	377.5	134.4	54.3	112.0	113.2	90.1	112.4	117.2	61.1
北 部	430.0	121.3	43.0	115.0	115.9	90.3	88.7	113.7	75.1
キルギス共和国	115.0	108.1	143.0	90.4	94.6	93.9	92.5	102.1	64.7
ウズベク #	150.0	139.3	141.7	103.1	88.4	76.9	103.8	85.7	48.4
アルメニア #	170.0	126.2	113.2	84.1	91.1	97.2	87.8	93.4	62.3
トルクメン #	177.5	118.0	101.3	88.0	95.5	97.3	94.6	88.2	55.0
アゼルバイジャン #	182.5	142.6	119.2	111.1	88.4	71.4	98.3	88.4	52.6
グルジア #	195.0	114.0	89.7	167.4	86.7	46.4	136.0	85.5	36.8
エストニア #	207.5	123.0	90.3	69.0	115.9	150.6	56.2	101.1	105.3
タジク #	255.0	118.0	70.6	90.2	85.0	85.0	94.6	88.2	55.0
ラトヴィア #	277.5	113.0	65.1	81.7	116.8	128.1	54.0	104.2	110.9
ベロルシア #	277.5	114.7	63.0	114.2	112.3	78.2	126.5	101.8	47.8
リトワニア #	325.0	141.0	66.2	92.8	114.1	110.3	107.6	104.3	56.7

資料: В. П. Рожин, Некоторые вопросы подъема экономики слабых колхозов, 1961, стр. 138~139.

備考: 1958年の価格は基準価格ではなく平均実現価格。

(牛と羊のみ), キルギス共和国で2地帯(牛のみ)べつに格差づけられている。じゃがいもや野菜については明らかでないが, 工業用作物については, 甜菜の買付価格がロシア共和国で4地帯, ウクライナ共和国で2地帯, カザフ共和国で5地帯べつに格差づけられているほか, 綿花や亜麻にはその生産地域がかたよっているためか, 品質別の価格差はあるが地帯別価格差は設けられていないようである²¹⁾。地帯別買付価格の最低・最高両価格の開差は, 小麦が31%, ライ麦が54%, 牛が64%,

牛乳が20%, 甜菜が50%となっている。

さて, このような地帯別格差をとらなう58年制定の新買付価格については, 地帯別にコルホーズ農産物の価格と原価を対比したばあいどのような結果がみられるだろうか。第7表はそれを示している。この表から明らかなのは, まず穀物・豆類(とうもろこしをふくむ)のばあい58年の買付価格は原価を52.5%も上廻るが, その収益率を各地帯べつにみるといちじるしい格差があることである。すなわちその収益率は, 最高の168.2%(北カフカズ)から最低のマイナス57%(ロシア共和国北部)にまで及んでおり, しかも赤字を示すマイナスの収益率の地帯がかなり存在する。主要穀作地帯といわれる北カフカズ, 西シベリア, ウクライナ共和国, モルダヴィア共和国, カザフ共和国だけをとりとってみても, 収益率の格差はかなり大きい(北カフカズの収益率168%から西シベリアの収益率75%まで)。コルホーズにおける穀物

21) このほか羊毛(粗毛)も全国単一価格であるが, トゥレットキーは亜麻と羊毛の価格が地帯別格差なしであることについて, それは十分な根拠をもたないといっている。なお, 価格の地帯別格差づけは加盟共和国べつに厳密におこなわれているわけではない。実際には同一価格がいくつかの共和国に共通で, たとえば牛についての地帯別価格数は, ソ連全体で7(ロシア共和国)+3(カザフ共和国)+2(キルギス共和国)+4(その他の共和国に適用される価格数)=16, 同様にして甜菜の地帯別価格数は18。

生産のばあいその収益率にこのような地帯べつ
 の大きな格差があるのは、もちろん、各地帯の穀物
 の原価の開きを地帯別買付価格が十分に反映して
 いないことによる。たとえば、ウクライナとペロ
 ルシア、ロシア共和国の北カフカズと北部、北カ
 フカズと中央非黒土地帯の原価比率は1:3.9, 1:
 8, 1:4であるのに、それぞれの買付価格比率は
 1:1.15, 1:1.25, 1:1.25であり、原価の開きにく
 らべて買付価格の開きが小さいことを示している。
 牛乳と牛についてはその買付価格の総水準が原価
 を割り、したがってその地帯別の収益率はわずか
 の例外をのぞき(牛乳についてはエストニア、ラ
 トヴィア、リトワニア、牛についてはエストニア、
 ラトヴィア)、おしなべてマイナスを示している
 が、ここでも穀物ほどでないとはいえ各地帯の原
 価比率の差を買付価格の地帯別格差が少ない程度
 にしか反映していず、そのために収益率に大きな
 格差が生じていることは穀物のばあいと同様であ
 る。しかもさらに、これらの諸地帯の内部にもコ
 ルホーズ生産物の原価水準に大きな格差が存在す
 る。第8表はそれを示しているが、これによると
 地帯内におけるコルホーズの生産物原価に大きな
 格差が存在するばかりでなく、全体としてマイナ
 スの収益率を示す地帯でもその内部ではプラスの
 収益率を示すコルホーズが存在する(穀物につい
 てはペロルシア共和国、牛乳についてはロシア共

和国およびそのうちの北カフカズなど)反面、全
 体としてプラスの収益率を示す地帯にもそのなか
 にマイナスの収益率を示すかなりのコルホーズが
 存在する(穀物についてロシア共和国およびその
 うちの北カフカズ、牛乳についてはエストニア共
 和国)。

このように、地帯別買付価格の適用の実際の分
 析が物語っているものは、その地帯別格差づけが
 なお不十分であるために、たとえば穀物について
 みてもある地帯では買付価格は当該地帯のコルホ
 ーズの平均原価を補填するばかりでなく多額の純
 所得をつくり出す一方、他の地帯では買付価格は
 平均原価を大きく下回っているということであり、
 この極端に高い収益率と極端に低い収益率との共
 存の事実、地帯間ばかりでなく地帯内についても
 いえるということである。牛については62年
 6月の畜産物買付価格の値上げのさいに、平均38
 %引上げられるとともにその価格の地帯別格差も
 改められた²²⁾。しかしそれはアンバランスの部分
 的な調整であって、格差づけの大はばな改訂では
 なかった。ここにいう大はばな改善とは、「価格
 地帯」(ценовой пояс—格差づき価格のもとで同
 一価格が適用される地帯)の数をふやすことと最
 高・最低の価格間の格差を拡大することであり、
 この意味での格差づけの強化のことである。もち
 ろん、以上のような考察からは、この格差づけの
 強化をどの程度に行うべきかということは直接に
 は結論されえない。というのは、第1に、うえの
 資料に示されたコルホーズ生産物の原価水準には
 コルホーズ生産の主観的要因(勤勉あるいは怠慢
 など)と客観的要因(土地条件の優劣など)とがま
 じりあって反映されていて、実際上両者を区別す
 ることが困難であり、第2に、この2つの要因を

第8表 穀物の原価水準別コルホーズ数(1960年)
 (コルホーズ総数に対する%)

(A) 穀物

	100 キロあたりルーブリ						買付 価格
	原 価						
	2.4 以下	2.5 ~3.4	3.5 ~4.4	4.5 ~5.9	6.0 ~9.9	10 以上	
ロシア共和国	12.8	14.5	13.4	16.3	25.3	17.7	6.1
うち：北カフカズ	34.3	12.0	9.4	8.8	11.0	24.5	5.6
ペロルシア共和国	0.4	6.9	17.8	17.8	49.9	22.7	7.4
カザフ #	26.5	28.4	16.1	10.7	9.4	8.9	5.2

(B) 牛乳

	8.9 以下	9 ~10.9	11 ~12.9	13 ~14.9	15 ~19.9	20 以上	
	ロシア共和国	11.2	19.1	21.0	17.2	21.1	
うち：北カフカズ	10.0	16.1	15.1	13.8	18.6	26.4	10.9
エストニア共和国	27.8	43.8	17.9	7.7	2.8	—	13.3
カザフ #	16.6	16.8	16.9	12.6	16.0	21.1	10.4

資料：B. Хлебников, стр. 54.
 備考：買付価格は平均実現価格。

22) 62年6月の畜産物買付価格引上げのさいには、
 たとえば牛についてグルジア・アゼルバイジャン・
 アルメニアの3共和国が最高の66%の引上率であり、
 ラトヴィア・エストニアの2共和国が最低の35%の
 引上率で、引上率はおおむね第7表による牛の収益率
 の低い地帯で高く、収益率の高い地帯が低くなって
 いる(См. А. Комин, Об экономическом обособлении за-
 купочных цен на сельскохозяйственную продукци-
 ю. «Плановое хозяйство», 1962, No. 7, стр. 64.)。

区別しえたとしても、この客観的要因にもとづく原価水準の開差そのままに価格の格差づけを行うべきかどうかはまた別の問題だからである。つまり、生産の刺激化のために差額地代の一部がコルホーズに残るように価格がきめられたり、各地帯での生産の専門化の促進をはかるために、ある生産物の地帯別価格の格差は、客観的要因にもとづく地帯別原価の格差から背離することが、社会主義のもとでは意識的に行われるからである²³⁾。このように、どの程度の格差づけの強化を行うべきかはべつの面からの具体的検討を必要とするが、すくなくとも、現状にみられるような原価水準の大きな開きは客観的条件の差異にももとづいてるとみなされると同時に、生産の刺激化の観点からみても収益性の大きな開差(プラスとマイナスの)は逆効果をもたらすにちがいないから、したがって、現行買付価格の格差づけのいっそうの強化が(どの程度かはべつとして)要請されていると

23) 買付価格の格差づけが強化されればされるほど差額地代の国家収用が多額となり、逆に価格の格差づけが大地帯によって行われれば行われるほど、コルホーズには差額地代が残される、という対抗関係に注意する必要がある。また、専門化促進については、たとえば、ペロルシア・ラトヴィア・リトワニア・エストニアの諸共和国およびロシア共和国の北部・北西部地区では、穀物の商品化生産を行うのはのぞましくないとされ、牛乳・工業作物生産に専門化されることになっているから、これらの地帯については穀物価格が比較的安く、牛乳・工業作物の価格が高くきめられている(См. Ш. Я. Турецкий, стр. 264~5)。

だけはいいうるだろう²⁴⁾。

以上、コルホーズ生産物に対する現行の単一買付価格について、農産物価相互間の関係および価格の地帯別格差づけの2つ面から考察し、その特徴と問題点を指摘してきた。筆者の結論は、それぞれの箇所でのべたように、そのもとでコルホーズが生産物の原価を補填し必要な拡大再生産のための蓄積をうることができるという意味での経済的根拠を、現行単一買付価格はなお不十分にしか内包していない(旧価格制度に対する進歩性を十分に認めながらも)ということであるが、この結論自体はあくまで一応のものであり、農産物価格問題の他の側面からの考察、たとえばコルホーズ農産物と工業製品(農業機械・化学肥料など)との価格関係、農産物の買付価格と国家小売価との関係、買付価格と引渡価格との関係などの考察によって、さらに補正されなければならないのはもちろんである。

24) 現行買付価格の地帯別格差づけの強化を提唱しているものとして、И. И. Козодоев, стр. 327~8.; А. Сорока и Л. Грушецкий, Дифференциация закупочных цен и подоходного налога, 《Вопросы экономики》 No. 11, 1961. стр. 79~83. コゾドエフは39価格地帯を提唱し(根拠は明らかでない)、ソロカおよびグルッシェツキーは、買付価格を州・地方(クライ)内部においても格差づける必要があるとのべている(そのほかコルホーズ所得税率の格差づけ強化をも提案している)。